## 学術研究成果のインターネットを利用した公表と著作権について

千葉大学では、千葉大学学術成果リポジトリ(以下、リポジトリ)により学術研究成果 (以下)の全文をインターネットを通じて公開していますが、学術研究成果の著作権は著 者が有しており、その権利に影響を与えるものではありません。著者は千葉大学に対して、学 術研究成果をリポジトリサーバに電子複製し、その学術研究成果をリポジトリを使用して 配布するという限定的で非独占的な権利の許諾を与えることになります。

## 学術研究成果公開にあたり、著者が千葉大学に対して許諾を与える権利

リポジトリサーバに学術研究成果ファイルをアップロードする

- ●複製権
- •公衆送信権(送信可能化)



ネットワークを通じてリポジトリの利用者に公開する

•公衆送信権(自動公衆送信)

※ リポジトリの利用者が学術研究成果ファイルをダウンロードして利用することは, 私的使用など著作権法の制限事項の範囲内で認められます。

学術雑誌に論文を投稿する際、著作権譲渡同意書などの契約書類の提出を求められることがあります。リポジトリに登録しようとする学術研究成果にこうして出版された著作物が含まれる場合、契約により著作権が出版社や学会に譲渡されていると、その部分については著者が勝手に公開を許諾することはできません。

契約書類に記載される利用条件には出版社や学会の著作権ポリシーが含まれますので、サインをする前に注意深く読むことをお勧めします。権利のすべてを譲渡するのではなく、著作物の再利用について著者に権利が留保されることもあります。実際、海外の多くの出版社(Elsevier, Nature 等大手出版社を含む)は、著者最終稿(次ページの図参照)の機関リポジトリ等での公開を認めています。

出版社や学会の著作権ポリシーは以下の web サイトでも確認できますが、最新の内容は 出版社・学会の web サイトや、契約書類で確認をしてください。

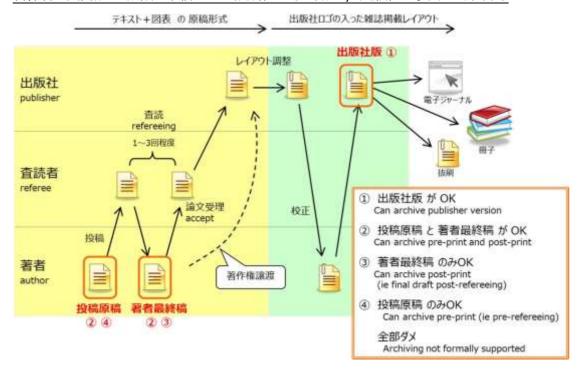
SHERPA/RoMEO(海外出版社·学会)

https://v2.sherpa.ac.uk/romeo/

学協会著作権ポリシーデータベース(国内学協会)

https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/records/216

## 著作物の公開がどの段階の原稿について許諾されているかは、出版社や学会により異なる



出版社・学会の許諾状況や、特許申請など他の理由により公表の時期等が制限される場合は、公表可能な日付と合わせて学術研究成果をお送りください。その日を過ぎてからリポジトリで公開します。(博士論文の場合は、「博士論文のインターネット公表確認書」に公表可能開始日等を記入して所属研究科に提出してください)

リポジトリに登録する学術成果が複数の著者により作成されている場合(共著者がいる場合)は、共著者も権利を有していますので、リポジトリへの登録について承諾を得ておいてください。

------

インターネット公開の有無にかかわらず、論文執筆の際は、内容に関する著作権にも留意する必要があります。例えば図表についても、創作的に表現されているものには著作権があります(グラフなど誰が書いても同じになるような図表は含まれません)。

保護期間を過ぎて著作権が消滅しているなどの場合を除いて、他人の著作物を利用する際には、許諾をとって利用する、あるいは適切に「引用」する必要があります。引用する必然性があること、鍵括弧などを使用して明確に区分されていること、自分の著作物が「主」であり他人の著作物が「従」であること、出所が明示されていることといった要件が揃った引用であれば、許諾なしに使用することができます。

著作権については多くの資料が出ており、図書館では、請求記号 021.2 などに関係の図書があります。研究者による解説や出版社によるガイドが web サイトで公開されている場合もありますので、参考にしてください。

例) 黒澤 節男『機関リポジトリと著作権 Q&A 改訂版』2013 年 3 月

http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00023065 (2022.03.18 確認)

Elsevier "Sharing and promoting your article"

https://www.elsevier.com/authors/submit-your-paper/sharing-and-promoting-your-article (2022.03.18 確認)